

## 新発田市手話言語の普及等に関する方針

令和3年1月12日策定

新発田市は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び手話の普及並びにろう者等への理解の促進を図り、手話の使いやすい環境を構築することにより、国籍や言語などにかかわらず全ての市民が地域で支え合い、互いの個性と人格を尊重し合い共に生きることができ、地域社会を実現するため、新発田市手話言語の普及等に関する条例（平成30年条例第44号）第7条の規定に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を以下のとおり定める。

### 1 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

#### (1) 基本的方向

市民等が手話に接し、学ぶことができる機会を増やすことで手話及びろう者等への理解を広げ、手話の普及啓発を図る。

#### (2) 施策の内容

- ① 市の広報媒体の活用や啓発資料の作成、配布
- ② 市民向けの講演会や体験講座の開催
- ③ 市職員への研修機会の提供及び手話奉仕員養成講座等への参加の促進
- ④ 教職員、児童・生徒及び保護者等への周知
- ⑤ 民生委員児童委員への周知
- ⑥ 市内事業者及び医療機関並びに社会福祉施設等への周知
- ⑦ その他

### 2 手話を用いた情報の発信及び取得に関すること

#### (1) 基本的方向

市が発信する行政情報等について、手話による情報提供に努めることで、ろう者等が正確な情報を取得し、安心して暮らせる環境の整備を進める。

#### (2) 施策の内容

- ① 市主催の各種行事への手話通訳の配置の促進
- ② ICT（情報通信技術）等を活用した多様な手話サービスの導入の検討
- ③ 市議会における手話通訳の活用促進

- ④ 災害時の手話等による障がい特性に応じた情報発信手段の検討
- ⑤ その他

### 3 手話を用いた意思疎通の支援に関する施策

#### (1) 基本的な方法

ろう者等が積極的に社会参加のできる地域社会の実現を目指し、日常生活を営む上で、手話を使用した円滑な意思疎通が可能となるよう、手話を使いやすい環境整備を進める。

#### (2) 施策の内容

- ① 意思疎通支援者（手話通訳及び要約筆記）の派遣体制の拡充
- ② 市役所の窓口での支援の検討
- ③ 観光手話ガイドの設置の検討
- ④ ヘルプカードの普及、活用
- ⑤ その他

### 4 手話通訳を可能とする意思疎通支援者の確保及び資質向上に関する施策

#### (1) 基本的な方向

手話通訳を可能とする人材の確保に向け、市民の手話の習得機会の確保の一つとして養成講座等を開催することにより、新たな意思疎通支援者の増加を図るとともに、活動を継続しやすくするための環境整備を進める。

#### (2) 施策の内容

- ① 手話奉仕員養成講座の開催
- ② 手話通訳の技術及び知識の向上を目的とする研修等への参加の促進
- ③ 意思疎通支援者への支援
- ④ 手話通訳者、手話通訳士等の資質向上のための支援
- ⑤ その他

### 5 その他

- (1) この方針は、新発田市まちづくり総合計画をはじめ、新発田市障がい者計画、新発田市障がい福祉計画及び新発田市障がい児福祉計画と整合を図るものとする。
- (2) 施策の推進に当たり、必要に応じて当事者団体、手話関係団体及び関係機関等から意見を求めることができるものとする。
- (3) この方針は、各施策の実施状況を検証し必要に応じて見直すことができる。